

## 学研労協 NEWS ニュース

国立環境研究所労働組合 減額勧告の不利益遡及分の返還要求裁判すすむ

### 第6回口頭弁論で中嶋委員長が証言

国立環境研組合員44名が平成24年6月賞与における平成23年度減額遡及分の返還を研究所に対して求める民事訴訟の第6回口頭弁論が平成25年11月11日（月）午後に水戸地方裁判所土浦支部第1法廷で開かれ、原告側の証人として中嶋委員長、被告側証人として現人事係長の証人尋問が行われました。

法廷には平日昼間にもかかわらず環境研の原告をはじめ、学研労協、高エネ研、茨城国公などから21名が傍聴参加しました。

第3回以降の争点は「財源」と「情報提供および交渉」です。原告は不利益遡及をおこなう予算的な必然性はなかったこと、情報提供や交渉はきわめて不十分であったことを立証しようとしています。

原告側証人・中嶋委員長の証人尋問では、「減額遡及の必要性は無かった」「誠実な労使交渉が無かった」ということを中心に、説得力のある証言をすることが出来ました。また、被告側弁護人による反対尋問においても、「減額遡及必要性無し」「誠実な労使交渉無し」との原告側主張の大筋が崩れるところは全くありませんでした。

一方、被告側証人尋問では、減額の必要性について「減額しないと国民の理解が得られない」という極めて抽象的な理由以外に挙げられず、労使交渉においても減額遡及の影響を回避する方策すらなんら検討されなかったことが明らかになりました。

終了後、亀城プラザにおいて報告会（20名参加）を行い、谷萩弁護士から「本日の証言はうまくいった」旨の話がありました。

この後、もう一度口頭弁論が行われ、結審となる予定です。

\* 次回は12月16日（月）午後3時30分から水戸地方裁判所土浦支部第一法廷にて開かれます。  
今回は裁判の後の報告会は行いません。皆さんの傍聴をお願いします。